

[事案 24-29] 特定疾病保険金支払請求

・平成24年11月28日 裁定終了

<事案の概要>

膀胱癌で入院し手術を受けたが、約款に定める悪性新生物に該当しないという理由で、特定疾病保険金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成6年6月に特定疾病給付終身保険に加入し、その後、平成23年10月に入院し「経尿道的膀胱腫瘍切除術」を受け、病理組織診断の結果、「乳頭状尿路上皮癌」、TNM分類「T a N O M O」と診断された。

そこで、本契約に基づき特定疾病保険金を請求したところ、保険会社はが約款に定める支払事由に該当しないという理由で、支払を拒否した。

パンフレットには、「がん発病時に〇〇万円」と記載され、支払事由について「初めてガン（悪性新生物）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき」、対象となる悪性新生物について「上皮内癌、皮膚癌（悪性黒色腫を除く）以外の悪性新生物」と記載されていることから、本契約はガンと悪性新生物を同一視しており、本件疾病は、膀胱癌（上皮内癌でない悪性新生物）と診断確定されたのであるから、特定疾病保険金は支払われるべきである。

<保険会社の主張>

申立人の疾患は、約款上の支払事由である「悪性新生物」に該当せず、特定疾病保険金を支払うことはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会は、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、本件申立ては認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 約款の規定

本契約の約款では「被保険者が責任開始時以降に、初めて悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき」と支払事由を規定し、支払対象となる「悪性新生物」の定義について、「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）をいい、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます」と規定している。

従って、本件疾病が約款上の「悪性新生物」と判断され、特定疾病保険金が支給されるためには、①悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）であるこ

と（以下「要件①」という）、②昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和 54 年版）に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるもの（以下「要件②」という）、の両方の要件を満たす必要がある。

2. 要件①の検討

- (1) 診断書によれば、本件疾病は「乳頭状尿路上皮癌」で、TNM分類「T a N O M O」、
「非浸潤性」とされており、これは、非浸潤性・乳頭状癌であり、所属リンパ節転移はなく、遠隔転移もなかったことを示している。
- (2) 医療証明書によれば、「膀胱腫瘍の大きさ：直径 2 cm」「形状：有茎性・乳頭状」「膀胱腫瘍の状態：表在性腫瘍」「癌の深達度：T a（癌が膀胱内側の粘膜上皮内に限局し、粘膜下層（固有層）に浸潤していない状態）」「悪性腫瘍であるが、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられた疾病の状態とまではいえない」と記載されている。
- (3) 以上の事実から、本件疾病は、非浸潤性の乳頭状癌であって、悪性腫瘍ではあるが、転移や浸潤はしないと考えられているものであると判断できるので、「組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病」には当たらないと解釈でき、要件①を満たさない疾病であると考えられる。
- (4) よって、本件疾病は、要件②を検討するまでもなく、特定疾病保険金の支払対象となる悪性新生物には当たらないと判断できる。